

入居予定住宅に関する状況通知書

1. 下記の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。
このことについて、物件等に関する概要等について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、大田市または大田市社会福祉協議会（初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合）が官公署から情報を求めることを同意します。
3. 住居確保給付金の支給及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲内で、大田市、公共職業安定所及び自立相談支援機関（大田市社会福祉協議会）の間で相互利用されることについて同意します。

大 田 市 長 様

令和 年 月 日

不動産媒介業者等

(商号又は名称)

フリガナ
(代表者名)

(所在地) 〒

(免許証番号)

(担当者等) 氏名

所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

入居予定者

氏名 (フリガナ)	
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数 (名)

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円
入居予定日	令和 年 月 日 (令和 年 月 日までの 月 日間)

※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額（限度額： 円）を上限とし、収入に応じた額とする。

※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。

※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。

※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の()内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載してください

初期費用

(1)	家賃 (入居に際して当初の支払いを要する家賃)	(月分+日割り 日分として)	円
	共益費		円
	管理費		円
	敷金		円
	礼金等	礼金	円
		その他 ()	円
	(2) 媒介報酬額		円
	(3) 火災保険料		円
	その他 (入居保証料等)		円
	合計		円

※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
初期費用(1)の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	口座種別	普通・当座
		口座番号	
		フリガナ	
		口座名義	
初期費用(2)の振込先	媒介業者の振込口座	金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	
初期費用(3)の振込先	初期費用(3)に関する者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	
		フリガナ	
		口座名義	

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。

私の個人情報、住居確保給付金の支給及び総合支援資金等の貸付を行うために必要となる範囲内で、大田市、公共職業安定所及び自立相談支援機関（大田市社会福祉協議会）の間で相互利用されることについて同意します。

住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

令和 年 月 日

氏名

住所

電話番号

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を大田市社会福祉協議会（自立相談支援機関）に提出してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第 6 の 13 (3) I. ①から⑨に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者）と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

(参考) 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル (抄)

第 6 の 13 (3) I. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式 2-1）、（様式 2-2）」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式 2-1）、（様式 2-2）」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

※総合支援資金運営要領においても同内容の規定があります。